

土地改良区広報

会津宮川

2007年6月
第3号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課庶務係
印刷 北日本印刷(株)



『田植え風景』（会津高田幼稚園児）



夢のある農村づくりを目指して

目次

- | | | | |
|----------------|--------|------------------|--------|
| ① 理事長挨拶 | (P2) | ⑤ 土地改良区の事業について | (P4~6) |
| ② 第3回総代会 | (P2) | ⑥ 平成19年度予算及び財務報告 | (P7) |
| ③ 平成19年度賦課徴収関係 | (P2~3) | ⑦ 土地改良区からのお知らせ | (P8) |
| ④ 機構組織図(職務分担) | (P3) | | |

ご挨拶

会津宮川土地改良区理事長 山田 忠彦



山田理事長
旭日小綬章を受章

長年にわたり、新鶴村長、新鶴村議会議長の要職にあって、地方自治と地域の発展のために尽力され、その功績に対してこの春に旭日小綬章を受章されました。おめでとうございます。

広報「会津宮川」第3号の発行に当たり、ご挨拶を申し上げます。
組合員の皆様方には、本土地改良区の運営及び各事業の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は昨冬の暖冬小雪により農業用水の十分な供給量確保が懸念される中、各地区維持管理委員会間の調整を図るなど、皆様方のご協力により、初期かんがいはほぼ万全に取り組めたものと考えておりますが、今後の水稻の順調な生育に向けてより一層新宮川ダムの用水確保に努めて参りたいと存じます。

現在の農業情勢は厳しいものとなっておりますが、その中でわが国の農業政策は品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策へと転換が図られてきております。土地改良区と致しましても、行政等の関係機関との連携をとり、集落等への情報提供を行うなど地域農業の持続的発展と施設の多面的機能の発揮を図り、安全で安心できる食料の安定供給に資するよう役職員一同努力して参る所存であります。

また、各地区より要望がありました、維持管理計画書記載施設以外の末端施設の補改修に関する本土地改良区の制度については、理事会等で検討協議を重ねまして、規程を設けております。詳細については本誌に紹介しておりますのでご覧いただけます。

最後になりますが、本年も県営かんがい排水事業をはじめとして、各種事業に取り組んで参りますが、事業の執行等に際して皆様の特段のご協力をお願い申し上げますとともに、五穀豊穡と関係組合員の皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。

第3回通常総代会 議決事項報告

第3回通常総代会は、平成19年3月31日(土)会津美里町構造改善センターにおいて開催されました。総代現数71名中51名が出席、議長には小林 誠一総代(会津美里町：佐布川)が選出され、慎重審議の結果、全議案とも満場一致の賛成により原案通り可決決定されました。

議決された議案は次の通りです。

平成18年度各会計収支予算の補正	13件	平成19年度歳計現金及び積立金の預入先指定	1件
会津宮川土地改良区一定地域からの地区除外	1件	平成19年度財政調整積立金運用の限度額	1件
定款及び役員選任規程の一部変更	1件	平成19年度一時借入金の借入限度額	1件
役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正	1件	平成19年度各会計資金借入及び借入限度額	3件
平成19年度事業計画	1件	平成19年度一般会計ほか各会計収支予算	28件
平成19年度賦課金の賦課徴収及び決済金基準額	1件		

第3回通常総代会質 疑応答概要

- [質疑] 穴田揚水機(会津美里町橋丸)の改修について陳情したが、その取扱いと見通しは。
- [回答] 事業委員会で検討しているが、基盤整備促進事業造成用水路により対応可能かどうかを見極めたいと再検討をする。
- [質疑] 雀林地区のは場整備について、改良区はどのような認識をもち対処されるのか。
- [回答] 集落からの要請に対し、理事会で採択している。今後も県、町、地区との連携により早期実現に向けて慎重且つ懸命に取り組みたい。
- [質疑] 未収金がある中での運営は大変だと思うが、組合員の負担軽減は可能か。
- [回答] 土地改良区は賦課団体であり、必要最低限の賦課金を頂いて運営している。未収金回収については専門チームを発出し、法に基づく処分手続きを進めている。
- [質疑] 農地・水・環境保全向上対策についての本土地改良区の取組は。
- [回答] 積極的に取り組めば人員張付、経費負担等で問題がある。但し、農地図、農地台帳等の交付要望には最大限の協力をする。
- [質疑] 坂下地区維持管理補償事業特別会計の施設償却積立金の内容は。
- [回答] 坂下地区において工事等のために支出が必要になった場合に充当したい。
- [質疑] 坂下地区に係る不当利得金返還訴訟の経過等について。
- [回答] 地裁若松支部に競売申立を行っており、1回目は不調に終わったので2回目の準備中。
- [質疑] 降水量が少ないため、地区の揚水機を使用した場合の電気料金等の補償は。
- [回答] 事業委員会で確認をしながら電気料金等の補助をしたい。

各種償還金 会津宮川土地改良区の 償還賦課金について

賦課種別	償還期間
* 国営一期事業償還賦課金	平成6年度～平成30年度
* 県営かんがい排水事業賦課金	昭和60年度～平成42年度
* 国営二期事業償還賦課金	平成17年度～平成41年度
* 土地改良総合整備事業賦課金	平成16年度～平成24年度
* 県は牛沢地区償還賦課金	昭和61年度～平成27年度
* 県は若宮地区償還賦課金	昭和60年度～平成27年度
* 県は坂下北部地区償還賦課金	昭和61年度～平成28年度
* 高田北部地区償還賦課金	平成5年度～平成24年度

※旭地区償還賦課金は、平成18年度で完了いたしました。

平成19年度賦課徴収関係

賦課期日	納入期限	賦課種別	賦課基準(円/10a)	賦課面積(ha)	賦課金額(円)	賦課率
H19.6.15	H19.7.13	經常賦課金	田：1,800 畑：600	田：38,197.0 畑：7,969.3	75,933,000	100%
		国営二期事業償還賦課金	坂下2,724	990.6	26,983,000	100%
		維持管理賦課金	1,800	3,731.7	67,170,000	100%
		高田中央地区事務費特別賦課金	1,500	156.0	2,340,000	100%
H19.9.18	H19.10.15	国営一期事業償還賦課金	高田：6,022 新鶴：5,386 坂下：4,619 本郷：5,125	1,208.3	56,810,000	100%
		県営かんがい排水事業賦課金	高田：1,010 新鶴：1,010 坂下：1,122 本郷：3,088	1,208.3	13,464,000	100%
		基盤整備促進事業賦課金	高田：125 新鶴：125 坂下：125 本郷：75	1,208.30	1,514,000	100%
		土地改良総合整備事業賦課金	2,573	107.4	2,763,000	100%
		高田北部地区償還賦課金	2,199	4.7	103,000	100%
		県ほ若宮地区償還賦課金	12,000	324.8	38,976,000	100%
		県ほ牛沢地区償還賦課金	13,000	227.7	29,601,000	100%
		県ほ坂下北部地区償還賦課金	8,000	340.2	27,216,000	100%

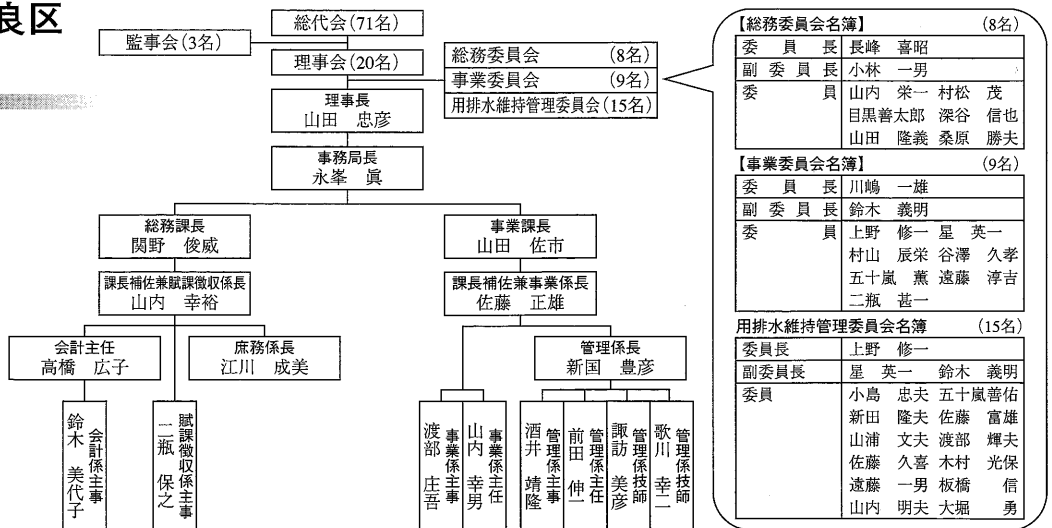
※賦課金の納期限内納入にご協力ください。納入が遅れば、延滞金がかさむばかりではなく、他組合員の方にも迷惑がかかります。

平成19年度決済金
基準額について

*は、当該事業において転用した場合の決済金。国営地区に含まれる場合は、この決済金が国営地区決済金に加算される。
◎農地を転用(宅地等、公共用地)する場合には、上記決済金がかかります。
◎公的機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳の変更ができませんのでご注意ください。

	会津美里町 (高田地区)	会津美里町 (新鶴地区)	会津美里町 (本郷地区)	会津坂下町	会津若松市
国営事業	34,542	34,542	34,542	83,725	13,286
県営かんがい排水事業	7,357	7,610	3,686	13,722	—
基盤整備促進事業	226	226	—	226	—
維持管理費	69,951	69,951	16,319	69,951	3,033
国営地区決済金計	112,076	112,329	54,547	167,624	16,319
*土地改良総合整備事業	12,200	—	—	—	—
*県ほ若宮地区事業	—	—	—	38,150	—
*県ほ牛沢地区事業	—	—	—	76,701	—
*県ほ坂下北部地区事業	—	—	—	50,066	—

会津宮川土地改良区
組織機構図



事務分担表

事務局長	※土地改良区業務全般の統括
総務課	庶務係 ※定款・諸規程の整備、役員選任、総代選挙、入札事務、職員の給料及び服務に関する業務、会議全般
	会計係 ※予算・決算・財産の経理的管理に関する業務
	賦課徴収係 ※賦課金収納業務全般、組合員・土地原簿の管理、農地転用等に関する業務
事業課	事業係 ※土地改良財産管理に関する業務、農業農村整備事業に関する業務
	管理係 ※各施設の管理、水利使用に関する業務、用排水調整に関する業務

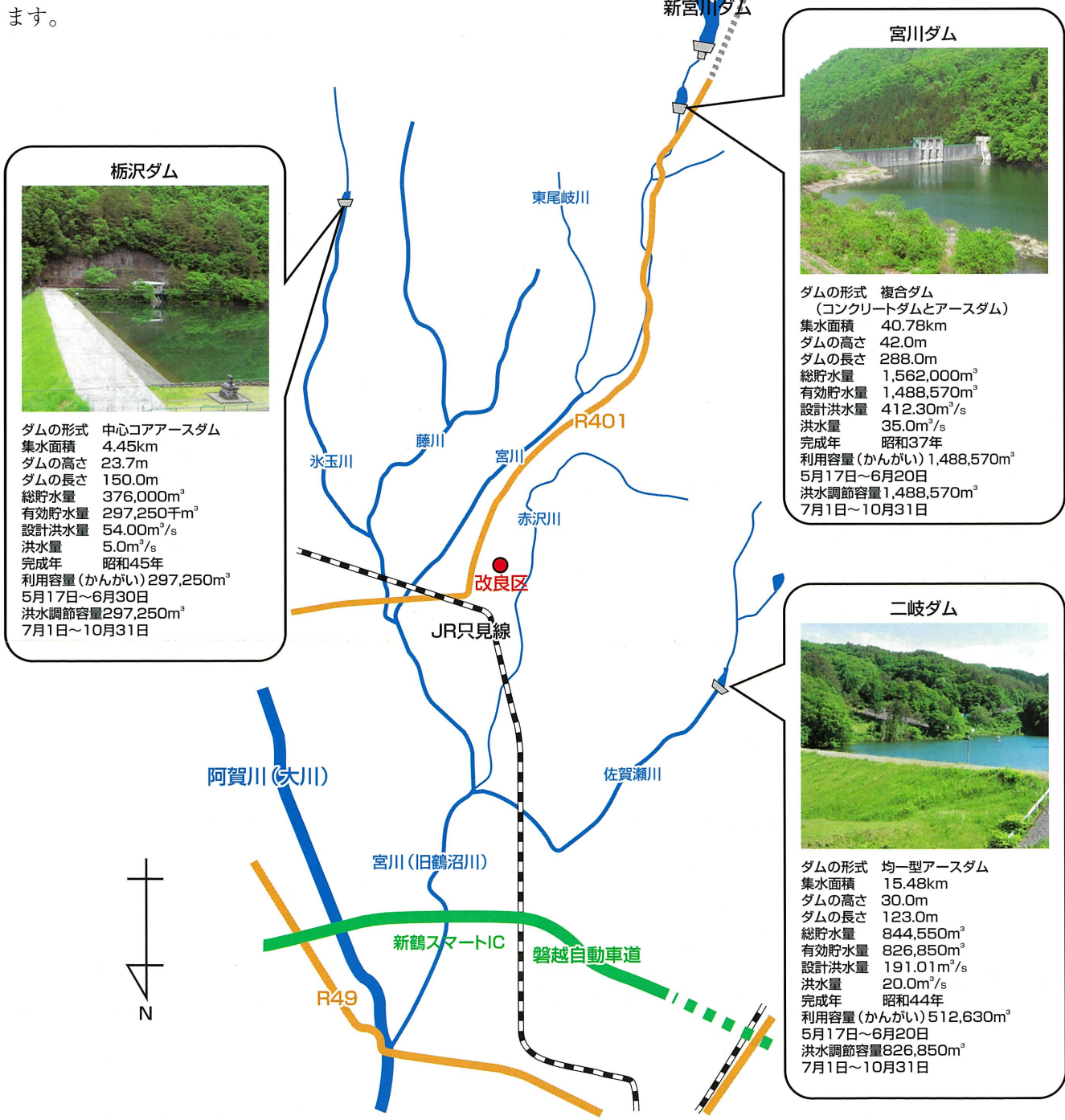
鶴沼川防災ダム（二岐・宮川・栃沢ダム）の 操作も改良区が行っています。

平成15年度より鶴沼川防災ダム連合協議会と会津宮川土地改良区との施設一体管理協定を締結し福島県より操作委託を受けております。

○防災ダムの役割

昭和30年代まで、宮川（旧鶴沼川）は洪水時に破堤氾濫を繰り返し、農地や人家、公共施設にまで甚大な被害を与えていました。このため、洪水調整を行い災害を予防する目的で、宮川、佐賀瀬川、氷玉川の上流に、3つの防災ダムが作られました。防災ダムが各々機能することにより、河川の氾濫を防いでいます。そのため、洪水期（7/1～10/31）にはダムを空にして大雨時の洪水に備えています。

また、防災ダムの二次的役割として、春の雪解け水を貯留し、かんがい期（5/17～6/20）には、補給用水として利用されています。



維持管理事業について

本土地改良区では、維持管理計画書で定められた頭首工、幹線用排水路、揚水機、溜池の維持管理を行っております。組合員の皆様の広汎な要望にお応えするには、まだまだ不備な点もございますが、受託業務や補助事業に取り組み、負担軽減と施設維持管理の拡充に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

管理施設以外の施設について

管理施設以外の施設については、平成18年度に制定された『会津宮川土地改良区管内における末端「用排水」施設に対する工事取扱い規則』により対応いたします。この規則は、最高30万円を限度額として、工事に係る費用の50%（上限30万円）を改良区が負担するものです。（市町の補助がある場合は、補助残が対象）

※ 詳細については、土地改良区にお問い合わせください。

国営造成施設管理体制整備促進事業

土地改良区が管理している頭首工、幹線用排水路などがもつ農業用以外の多面的機能に対する助成制度で、維持管理費の37.5%（多面的機能相当分）の助成を国、県、町から受けています。

多面的機能とは

- 洪水被害の軽減
- 生活用水
- 防火用水
- 消流雪用水
- 水質浄化
- 生態系の保全
- 親水空間の形成



4月25日に新宮川ダムにおいて理事長ほか役付理事により安全祈願を行いました。



基幹水利施設管理事業

新宮川ダムは福島県から、宮川頭首工と高橋頭首工については会津美里町から業務委託を受け土地改良区が管理を行っておりますが、施設の操作や保守点検整備が主な内容となっております。

県営かんがい排水事業について

平成19年度では、前年度に引きつづき、坂下地区の栗村幹線水路（栗村2号堰）および田沢川排水路の改修が計画されております。

平成19年度事業費 300,000千円



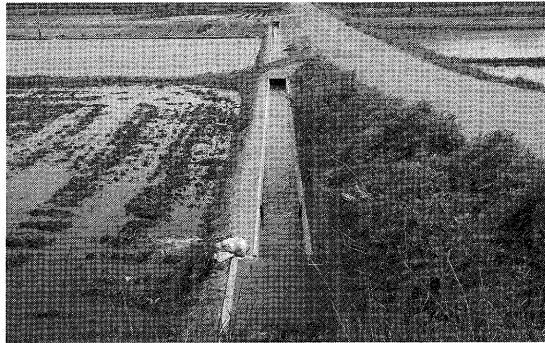
経営体育成基盤整備事業『高田中央地区』について

平成18年度までに、154.5haの面工事が完了いたしました。平成19年度では、「権利者会議」や「換地処分」を予定しております。地権者の皆様には、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成19年度事業費 57,000千円



基盤整備促進事業 『宮川高田地区』について



平成18年度までに、藤川地区において高橋右岸幹線用水路の末端水路（第1号から第3号路線）の改修が完了し、平成19年度をもって事業完了となりますが、事業費3,000千円で植栽や補完工事が計画されております。

今後取り組む計画の 事業について

平成18年度では、会津美里町の「安田地区」「吉田地区」「佐賀瀬川地区」、会津坂下町の「牛川地区」「栗村地区」「宇内地区」において調査設計事業を行いました。かんばい事業の受益をより効果的にするため、事業採択に向け努力してまいりますので、組合員の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

組合員負担の 軽減対策について

償還軽減対策

現在、国営1期事業の償還利息の4%を超える部分について助成を受けておりますが、平成19年度からは、公庫金利（現在1.9%）を適用させるよう償還助成制度が拡充されるので、会津美里町、会津坂下町ともに適用を受けるために申請を行いました。

人件費の確保

防災ダム事業や基幹水利施設管理事業、国営造成施設管理体制整備促進事業などの補助事業や受託業務により職員16名のうち、約13名分を生み出しており、組合員負担の大幅な軽減を果たしております。

土地改良区からのお願い

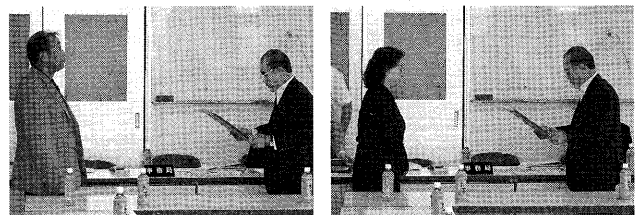
- 水路にゴミを捨てるのはやめましょう！最近では農家自身から排出されるゴミ（野菜くず、草、樹脂製品など）が増加し、施設が正常に機能せず通水に支障が生じています。
- 水は限られた資源です。有効利用に心がけましょう！
- 施設の破損など異常を発見されたときは、土地改良区まで報告してください。



ご苦労様でした

平成19年3月31日をもって、春日チヨイ副主幹（37年勤務）と新田幸男主任（20年勤務）の二人が退職されました。

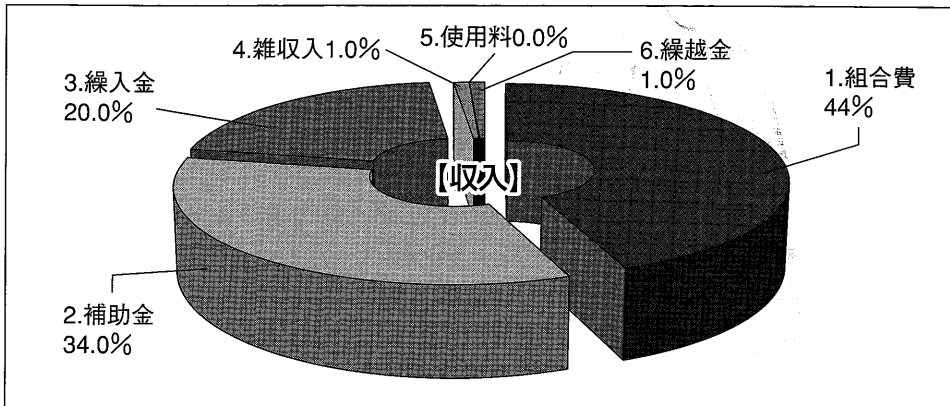
今後とも健康に留意され、益々のご活躍をお祈りいたします。



退職されたお二人に対し、理事会において山田理事長より永年勤続に対する表彰状が授与されました。

平成19年度予算あらし

〔一般会計〕

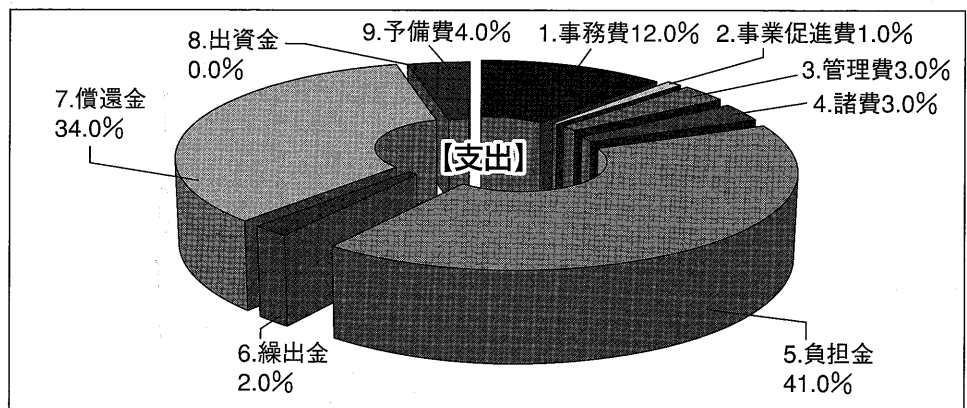


【収入】

項目	金額(千円)	割合 (%)
1. 組合費	259,954	44.0
2. 補助金	205,243	34.0
3. 繰入金	119,747	20.0
4. 雑収入	6,298	1.0
5. 使用料	10	0.0
6. 繰越金	6,000	1.0
計	597,252	100.0

【支出】

項目	金額(千円)	割合 (%)
1. 事務費	69,348	12.0
2. 事業促進費	4,993	1.0
3. 管理費	18,639	3.0
4. 諸費	16,886	3.0
5. 負担金	249,563	41.0
6. 繰出金	12,049	2.0
7. 償還金	202,378	34.0
8. 出資金	1	0.0
9. 予備費	23,395	4.0
計	597,252	100.0



〔特別会計〕

◎基幹水利施設管理事業等……………778,856千円

〈内訳〉

新宮川ダム基幹水利管理事業
 宮川頭首工基幹水利管理事業
 高橋頭首工基幹水利管理事業
 鶴沼川防災ダム管理事業
 新宮川ダム発電所

単位:千円 〈内訳〉

宮川施設維持管理
 高田中央地区県営ほ場整備事業
 県営かんがい排水事業
 坂下地区維持管理補償事業
 基盤整備促進事業

単位:千円

111,708
 462,911
 55,288
 17,463
 3,254

◎積立金等……………440,456千円

平成17年度決算 (財産目録)

【資産】

【負債】

適 要		金 額	適 要		金 額	
流動資産		126,856,666	長期負債		3,818,996,787	
	現金及び預金	98,201,062		借入金	農林公庫	1,400,432,351
	未収入金	28,655,604			JA会津みどり	733,122,762
特定資産	各種積立金	343,047,580	国庫資金	1,683,967,092		
基本財産	出資金等	3,090,000	福島県信連	1,474,582		
固定資産		139,092,349	短期負債		343,047,580	
	土地	3,839,460		積立金	財政調整積立	106,991,573
	建物	77,424,540			職員退職給与積立	8,071,929
	機械器具	28,062,303			国営未処理用地	4,530,790
	備品	29,766,046			国営負担金積立	29,888,776
		転用決済金	3,188,664			
			新宮川ダム発電所維持管理積立	27,066,689		
			施設償却積立	41,941,479		
			県は若宮、牛沢、坂下北部地区償還準備積立	112,595,466		
			高田中央地区特別準備積立	7,007,709		
			高田地区災害準備積立	1,764,505		
資 産 合 計		612,086,595	負 債 合 計		4,162,044,367	

■手続きを忘れずに！土地改良区からのお知らせ■



次のような場合は、土地改良区に届け出をして下さい。

(届出用紙は、土地改良区事務所に用意してあります)



組合員の資格や農地の権利に異動がある場合

- 農地の権利異動（売買、賃貸借等）
 - 農業者年金（経営移譲による）の受給
 - 生前一括贈与または相続による名義変更
 - 組合員の住所、電話番号の変更
- ※ 以上のようなとき、**資格得喪通知書**を提出して下さい。
- 公共機関（法務局、市町等）で手続きを行っても届出がなければ台帳の修正はできません。

土地改良施設を利用するとき

- 浄化槽からの排水を放流するとき
 - 水路の使用、工事を行うとき
- ※ 以上のようなときは、**他目的使用申請書等**を提出し、同意または承認を受けてください。

農地転用をするとき

- 住居、店舗用地等への転用
 - 公共用地（道路等）への転用
- ※ 農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要となりますが、土地改良区へも**農地転用の通知**が必要です。公共用地への転用の場合、農業委員の許可は必要ない場合もありますが、土地改良区へは地区除外の申請を行って下さい。届出がなければ転用前の面積で賦課されることとなりますのでご注意ください。なお、いずれの場合も残存農地への加重負担を防ぐために、**決済金の納付**が必要となります。

【お問い合わせ】会津宮川土地改良区 〒969-6266 福島県大沼郡会津美里町字油田1545番地
 TEL(代表)：0242(54)7154 / E-mail(代表)：midori-net@aizumiyakawa.jp

■賦課金の期限内納入にご協力ください■

納入期限が過ぎると年14.6%の延滞金が加算されます

- 納入が遅れるほど、延滞金が多くなります。余計な負担を防ぐためにも早めの納入をお願いします。
- 賦課金の納入は、口座振替をご利用ください。なお、『口座振替依頼書』は土地改良区に用意してありますので、口座番号を確認のうえ（届出印）持参でお出でください。
- 郵便振込もご利用できます。用紙を送付しますので、土地改良区まで申し出ください。
- すでに口座振替をご利用の方は、振替予定日前に残高の確認をお願いいたします。（尚、今年度の振替予定日は7/13、10/15です）

◀延滞金の計算例▶

賦課金10,000円を滞納した場合
 経過日数により下記金額が加算されます。

経過日数	延滞金額
60日	240円
90日	360円
180日	720円
1年	1460円

流木チップの無料配布について

毎年、ダムや頭首工には数トンに及ぶ流木が漂着します。流木を処理するには、通常、一般廃棄物として処理することになり、莫大な費用がかかるので、土地改良区では、今春から資源として再利用できるようチップ化し、希望者に無料で提供することにしました。現在、用意している量は約60m³です。ご希望の方は、事業課管理係に電話（0242-54-7154）かE-mailで申し込みください。おって日時等を指定させていただきます。配布予定は、7月以降の予定です。量に限度がありますので、無くなり次第に打ち切りとさせていただきます。なお、運搬や積み込み等に関しましては、希望者の負担となりますので、ご了承ください。



ご希望の方は、事業課管理係に電話（0242-54-7154）かE-mailで申し込みください。おって日時等を指定させていただきます。配布予定は、7月以降の予定です。量に限度がありますので、無くなり次第に打ち切りとさせていただきます。なお、運搬や積み込み等に関しましては、希望者の負担となりますので、ご了承ください。

E-mail（共通）midori-net@aizumiyakawa.jp

ホームページについて

時間がおありでしたら、土地改良区のホームページにアクセスしていませんか？

▶▶▶ <http://www.aizumiyakawa.jp>

| 編 | 集 | 後 | 記 |

会津宮川土地改良区広報第3号をおとどけします。限られた誌面であり、ご満足いただける内容とはほど遠いものになったかも知れませんが、今後とも内容拡充に努力してまいりますので、皆様からのご意見、ご要望をお待ちいたしております。

